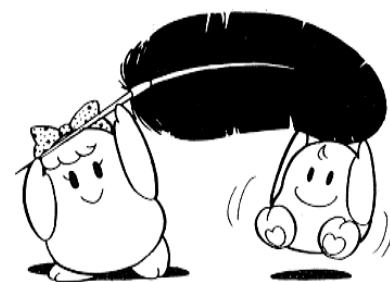


令和5年度

～みんなでささえあうあったかい地域づくり～

歳末たすけあい運動における 公募配分の手引き



1. 助成目的・対象

伊丹市共同募金委員会では、住みなれた地域で新たな年を安心して迎えることができるように12月1日から31日まで歳末たすけあい運動を行っています。その募金等を財源とし、住民のみなさんが企画・参画する下記のような年末年始の地域福祉活動への助成を行います。

① 対象事業の実施

令和5年10月14日（土）～令和6年3月6日（水）

対象事業（例示は、過去の配分事業です）

- ① 地域での福祉活動を行う団体・グループ等が実施する、地域住民が参加できる福祉活動

【過去配分事業・団体 例】

・クリスマス会（ボランティアグループ）・三世代交流もちつき大会 など

※同一圏域で対象者（参加者）が重複する事業や、同一団体の複数事業の同時申請はできません。

例：A自治会とA自治会圏域のA子ども会やA老人会が同時に申請する。

B自治会とB自治会の中のBボランティアグループが自治会住民を対象とした事業をそれぞれ同時に申請する。

C小学校地区自治協議会とC福祉部が同時に申請する。

- ② 地域での福祉活動を行う団体・グループ等が実施する、地域住民への福祉活動の啓発事業

【過去配分事業・団体 例】

・認知症やフレイルに関する啓発と回想法等のワークショップ（ボランティア団体） など

- ③ NPO 法人、障害福祉サービス事業所及び地域活動支援センター（旧法：小規模作業所及び小規模授産施設）、社会福祉法人が実施する、地域住民との連携・交流等を目的とした地域交流事業

【過去配分事業・団体 例】

- ・ 防災イベント
- ・ 作品展（地域活動支援センター）
- ・ クリスマス会 など

【要件】

- ・ 自治会回覧や掲示等を依頼する。

【注意】

- ・ 法人内で調達できる物は対象外経費とします。
例：印刷の事業をしている施設・団体の印刷費。
※施設の利用者だけの事業は対象外とします。

- ④ 市内全域で取り組まれる福祉活動への支援事業（住民交流事業、講演会等）

【過去の配分事業・団体 例】

- ・ 母子・父子家庭クリスマスのつどい（伊丹市婦人共励会） など

【要件】

- ・ 市広報への掲載依頼を条件とします。

※ボランティア活動助成（共同募金を財源としたもの）や当事者会助成を受けている事業は申請できません。

※対象団体が行う複数事業に対して申請を行うことはできません（1団体につき1事業）。

2. 配分金

- 一事業あたり50,000円以下（対象内経費の20%以上は自己資金を使用）
- 市内全域で取り組まれる事業に対しては、150,000円以下（対象内経費の20%以上は自己資金を使用）

※新型コロナウイルスが五類に位置付けられたことから、令和5年度より、新型コロナウイルス感染症対策費（1事業につき3万円を上限）とするコロナ配分金を廃止とします。基本的な感染対策は、引き続きお願いいたします。

3. 申請からの流れ

① 申請

- 申請の手引き

下記の書類を伊丹市共同募金委員会（事務局：伊丹市社会福祉協議会）までご持参ください。

- 申請書（様式 1-1、1-2）
 - 団体・施設等の概要がわかる資料
 - 事業内容がわかるもの（前年度のチラシ、プログラム、写真等）
- 申請締切日

令和5年9月1日（金）必着

② 助成審査と決定

- 伊丹市共同募金委員会歳末たすけあい運動配分審査部会による書類審査等を経て、配分団体及び配分金額を決定します。
- 配分審査部会での報告を求めることがあります。その場合は事前にご連絡いたします。
- 審査の結果については令和5年10月中旬に文書で通知いたします。
- 配分金の支払いについては令和5年10月20日（金）以降より交付予定になります。

③ 事業報告

- 報告の方法
下記の書類を伊丹市共同募金委員会（事務局：伊丹市社会福祉協議会）までご持参ください。
 - 報告書（様式 2-1、2-2）
 - 事業風景を記録した写真（集合写真は除く）
 - 事業にかかった経費の領収書のコピー
（項目ごとに分けて、紙にまとめてコピーしてください。）
※領収書が提出されない場合は、経費として認められません。
 - 配分事業であることを住民に PR した写真やチラシ、広報誌等
※提出いただいた写真やチラシ等は、広報に使用させていただく場合がございます。
- 提出期日
活動終了後 14 日以内に提出下さい。（最終締切日：令和6年3月14日（木））
- 配分審査部会での報告
配分審査部会で報告を求めることがあります。その場合は事前にご連絡いたします。

※申請書・報告書は伊丹市社会福祉協議会の HP からダウンロードできます。

4. 配分の使途

① 対象内経費

以下の費目別の内容を参考にしてください。

収入	配分金	当委員会からの配分金額	
	自己資金	申込団体・グループが負担する金額	
	参加費	参加される方々から徴収することによる収入	
	その他	寄付金など	
支出	事業実施経費	印刷費	チラシ、資料印刷、コピー代など
		通信費	切手代など
		使用料	会場代（公共施設に限る）、機材レンタル代など
		消耗品費	コピー用紙、文具、飲物（講演会等の講師飲物）
		食材費	飲料、食材など
		運搬費	楽器運搬費など
		謝金	外部講師等への謝金や旅費など 【講師等の経歴を提出いただく場合があります。】
		保険料	行事・レクリエーション保険など
		その他	上記以外のもので、配分部会で特に必要と認められたもの

※対象内経費の20%以上は自己資金を使用して下さい。

※平成30年度より、プレゼント・景品代の上限額が300円になりました。

※食材費について、一人当たり500円を上限とします（もちつき除く）。

※備品費について、これまでに購入された物品は原則対象外とします。

② 対象外経費（なお、消費税を含む）

- ・ アルコール代 ・ お弁当代 ・ 1個 5,001円以上備品 ・ 市内交通費
- ・ 販売用やスタッフの打ち合わせ、打ち上げ等の食材費
- ・ 1人につき301円以上のプレゼント・景品代

※プレゼント・景品 500円で、配分金 300円と自己負担 200円という申請はできません。

5. 配分事業使途の変更等

- 申請時の計画と使途変更がある場合は、事前に事務局までご相談ください。
- 配分金の返還
 - 相談なく申請時と違う配分金の使用をした場合
 - 何らかの理由により申請時の事業遂行が困難になった場合
 - 配分金に余剰金が生じた場合
 - 事業を中止した場合
 - 歳末たすけあい運動配分金事業であることのPRを理由なく行わなかった場合
 - その他、配分審査部会で認められないものに配分金を使用した場合

<問い合わせ先>伊丹市共同募金委員会（事務局：伊丹市社会福祉協議会内）

〒664-0014 伊丹市広畑 3-1 いきいきプラザ内 TEL 072-779-8512 FAX 072-777-0722